

東大阪市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業補助金交付要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号。以下「市規則」という。）に定めるもののほか、東大阪市社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、社会福祉法人等による介護保険利用者負担額軽減制度事業（以下「軽減制度事業」という。）に係る補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、軽減制度事業に要する経費の一部を補助することにより、当該事業の普及促進を図り、もって低所得利用者及び生活保護受給者の生活の安定と介護保険制度の円滑な実施に資することを交付の目的とする。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象は、本市が実施要綱に基づき介護保険利用者負担軽減確認を交付した介護保険サービス利用者に対して利用者負担の軽減措置を実施した社会福祉法人又は本市を除く市町村（以下「市町村」という。）とし、次条に定めるところにより算出される交付額を基礎として予算の範囲内で補助を行うものとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

(1) 補助対象経費

実施要項に基づき利用者負担の軽減を行った額（当該年度中に提供したサービスに係るものに限る。以下「軽減総額」という。）

(2) 補助基本額

アに掲げる額からイに掲げる額を控除した額

ア 軽減総額

イ 実施要綱に定める軽減対象サービスについて本来受領すべき利用者負担収入（特別養護老人ホームにおける旧措置入所者で利用者負担割合が5%以下の者を除く。ただし、特別養護老人ホームにおけるユニット型個室の居住費に係る利用者負担額については軽減の対象とする。また、生活保護受給者については、個室の居住費に係る利用者負担額について軽減の対象とする。）の見込額（当該年度中に提供するサービスに係るもの。以下「本来収入」という。）の1パーセント相当額

(3) 補助率

ア 補助基本額からイに掲げる額を控除した額については1/2

イ 社会福祉法人の行う介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設サービスに係る軽減額が当該サービスに係る本来収入の10パーセント相当額を超えている場合、当該超える額については10/10

(4) 補助所要額（全体額）

次のアとイの合計額

ア 補助基本額からイに掲げる額を控除した額の1/2

イ 社会福祉法人の行う介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設サービスに係る軽減額が当該サービスに係る本来収入の10パーセント相当額を超えている場合、当該超える額

(5) 補助所要額（配分額）＝交付額

次のアとイの合計額（ア又はイの額に1円未満の端数がある場合は、それぞれの額について1円未満の端数を切り捨てるものとする）で、1,000円未満は切り捨てるものとする。

ア (4)のアの額に軽減総額（(4)のイの額を除く）のうち本市の介護保険サービス利用者に対する軽減額（イの額を除く）の占める割合を乗じて得た額

イ (4)のイの額に当該介護福祉施設サービス又は地域密着型介護老人福祉施設サービスに係る軽減額のうち本市の介護保険サービス利用者に対する軽減額の占める割合を乗じて得た額

(6) 算出単位

原則として社会福祉法人が軽減制度を実施した施設及び事業所又は市町村を単位として(1)から(5)に掲げるところにより交付額を算出する。ただし、社会福祉法人が軽減事業を行う施設又は事業所を複数市町村に有する場合にあっては、施設又は事業所の所在地市町村ごとに区分して算出する。

2 本市が実施要綱に基づき介護保険利用者負担軽減確認証を交付した介護保険サービス利用者が市の区域外に所在する施設又は事業所（以下本項において「市外施設等」という。）を利用して軽減措置を受けた場合において、市外施設等の所在する市町村における交付額の算定方法が前項に定める方法と異なる場合にあっては、前項の規定にかかわらず、市外施設等の所在する市町村における交付額の算定方法により算定された額を交付額とすることを基本とする。

（交付申請）

第5条 この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1）に関係書類を添えて、指定する期日までに市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、交付決定の内容及びこれに付した条件を補助金交付決定通知書（様式第2）により当該補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（交付決定額の変更）

第7条 前条の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、交付決定額の変更を受けようとするときは、補助金変更交付申請書（様式第3）に関係書類を添えて指定する期日までに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に係る書類を審査し、交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、補助金の変更交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、当該年度の軽減制度事業が完了したときは、補助事業実績報告書(様式第5)に関係書類を添えて指定する期日までに市長に提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の実績報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条の規定による額の確定を行った後、補助事業者から提出される補助金請求書(様式第7)により補助金を交付する。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、市規則第16条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すときは、その旨を補助金交付決定(変更)・確定取消通知書(様式第8)により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の取消しを決定した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から20日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

2 市長は、第9条の額の確定を行った場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、当該額の確定の日の翌日から20日以内の期限を定めて、その返還を命ずることができる。

3 市長は、やむを得ない事情があると認めたときは、前2項の期限を延長することができる。

(加算金及び延滞金)

第13条 補助事業者は、前条第1項の規定により補助金の返還を命じられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助事業者は、前条第1項及び第2項の規定により補助金の返還を命じられ、これを期限までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 前2項における加算金及び延滞金の端数計算等については、東大阪市延滞金徴収条例(昭和43年東大阪市条例第1号)第2条の規定の例による。

4 市長は、第1項及び第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を課さないことができる。

(補 則)

第14条 補助事業者は、補助金の交付等に関し国、府又は市から指示がある場合は、その指示に従うものとする。

附 則

この要綱は、平成13年3月12日から施行し、平成12年11月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。